ASBJ

第 587 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(5)-2

日付　2026 年 11 月 2 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	組込デリバティブの区分処理の要件に関する基準設定の経緯

I. 本資料の目的

1. 本資料では、複合金融商品に組み込まれたデリバティブ（以下「組込デリバティブ」という。）の区分処理の要件について検討する前段階として、金融商品会計基準等[1]における払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品以外の複合金融商品（以下「その他の複合金融商品」という。）に組み込まれたデリバティブの区分処理の要件に関する基準設定の経緯をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 581 回企業会計基準委員会等[2]では、組込デリバティブについては区分処理を求めることとしつつ、組込デリバティブの区分処理の要件については更なる検討を行うことを提案していた。

3. 本資料では、これまでの審議を踏まえ、組込デリバティブの区分処理の要件について検討する前段階として、その他の複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理の要件に関する基準設定の経緯をお示しする。

III. 金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する基準設定の経緯

（企業会計審議会における検討の経緯）

4. 金融商品会計基準におけるその他の複合金融商品の定めは、企業会計審議会が 1999

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

[2] 第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）、第 259 回金融商品専門委員会（2026 年 7 月 14 日開催）及び第 44 回保険契約専門委員会（2026 年 7 月 15 日開催）を合わせて「第 581 回企業会計基準委員会等」という。

年１月に公表した「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下合わせて「金融商品会計意見書等」という。）[3]における定めを踏襲したものである。

5. 金融商品会計意見書等が公表されるまでの時系列は、次の表のとおりである。

年月	公表物等
1996 年～	企業会計審議会において金融商品に係る会計基準を検討
1997 年 6 月	「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）[4]が公表
1998 年 6 月	「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」（以下「意見書 ED」という。）[5]が公表
1999 年 1 月	金融商品会計意見書等が公表

6. 論点整理では、その他の複合金融商品について次の考え方が示されていた。

> ４．複合金融商品
> 複合金融商品には、資本取引となる可能性がある部分を含むもの（新株引受権付社債、転換社債）と、それを含まないもの（通貨オプション付円建ローン等）がある。
> (1) 資本取引となる可能性がある部分を含む複合金融商品
> （略）
> (2) 資本取引となる可能性がある部分を含まない複合金融商品
> このような金融商品については、貸借対照表においてその構成要素を分解して表示しても、そこから生じるキャッシュ・フローは構成要素のネットのものとなり、区分処理することは実務上繁雑になるだけで、資金運用・調達の実態を表すとの観点からは、投資情報として有用性が乏しいため、区分処理する必要はないと考えられる点について検討する。 なお、問題となるのは評価差額が期末において認識されないことであり、これは評価の問題として取り扱うことが適当であると考えられる。

7. その後、意見書 ED では、その他の複合金融商品について次の考え方が示されていた。

> ６．複合金融商品

[3] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921b.htm
[4] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a903.htm
[5] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a914a2.htm

本基準は、複数種類の金融資産又は金融負債及びそれらを発生又は消滅させる契約を複合金融商品とし、その会計処理を定めることとしている。

(1) 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

（略）

(2) その他の複合金融商品

上記(1)以外の複合金融商品には、通貨オプション付円建てローンのように現物の資産・負債とデリバティブ取引が組み合わされたものや、ゼロ・コスト・オプションのように複数のデリバティブ取引が組み合わされたものがある。

このような複合金融商品に含まれる複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうるが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債の本基準による評価額を合算した上での純額をもって当該複合金融商品の貸借対照表価額とすることとする。

なお、金融機関のように、経営上、複合金融商品を個々の金融資産又は金融負債ごとに継続して区分して管理しており、投資情報としても区分して表示することが経営の実態を表す上で有用な場合には、区分して表示することも認められるものとする。

8. 意見書 ED に対して寄せられた意見を踏まえて最終化された金融商品会計意見書等では、その他の複合金融商品について次のとおり記載されていた。

七　複合金融商品

複合金融商品については、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区別して、それぞれ処理方法を定めることとした。

1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

（略）

2. その他の複合金融商品

上記以外の複合金融商品には、金利オプション付借入金のように現物の資産及び負債とデリバティブ取引が組み合わされたもの及びゼロ・コスト・オプションのように複数のデリバティブ取引が組み合わされたものがある。

このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうるが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又

は金融負債を区分せず一体として処理することとした。ただし、通貨オプションが組み合わされた円建て借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。

なお、金融機関のように、経営上、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を継続して区分して管理しており、投資情報としても区分して処理することが経営の実態を表す上で有用な場合には、区分して処理することも認められるものとする。

その他の複合金融商品を原則として一体処理とする考え方

9. 企業会計審議会における審議では、その他の複合金融商品について、構成要素を区分して会計処理するよりも、一体として処理する方が取引実態を適切に表す場合があるとの意見が示されていた。具体的には、次のとおりである。

(1) 債権・債務とスワップ、オプションといったデリバティブ取引との複合取引は、一体として損益を認識した方が取引実態が分かりやすい場合もある。(企業会計審議会特別部会 第3回金融商品委員会(1996年11月15日開催)[6])

(2) 資本部分を含まない複合金融商品については、分解して表示することはあまり意味のないことではないか。利用する側にとってもキャッシュ・フローを中心に考えているので一括処理の方がいいと思う。(企業会計審議会 第10回金融商品部会(1997年9月30日開催)[7])

(3) 資本部分を含まない複合金融商品については、分解して表示するより、一つのデリバティブ取引として取り扱ったほうが適当であるものもあり、このような点も論点整理の中で指摘したらどうか。(企業会計審議会 第8回、第9回金融商品部会(1997年4月18日及び5月21日開催)[8])

10. 前項の意見を踏まえ、論点整理では、構成要素を分解して表示しても、当該複合金融商品から生じるキャッシュ・フローは構成要素の正味のものとなるため、組込デリバティブの区分処理は実務上煩雑となる一方、資金の運用・調達の実態を表す観点から投資情報としての有用性が乏しいため、区分処理する必要はないとする考え方が示された。また、この考え方が、最終的にその他の複合金融商品を原則として

[6] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiyosi/1a006ga3.htm
[7] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiyosi/1a006g4.htm
[8] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiyosi/1a006g3.htm

一体処理とする金融商品会計意見書等における定めにつながったものと考えられる。

組込デリバティブの区分処理が必要となる場合の考え方

11. 企業会計審議会 第6回金融商品部会（1997年2月19日開催）[9]では、デリバティブ取引について、従来のオフバランス処理では取引の透明性が十分に確保されないため、時価の変動を資産又は負債として認識すべきであるとの意見が示されていた。また、企業会計審議会 第13回金融商品部会（1997年12月12日開催）[10]では、デリバティブ取引の規模が拡大していることを踏まえ、デリバティブ取引を貸借対照表に計上し、その損益を認識することが必要であるとの意見も示されていた。

12. この点、論点整理では、その他の複合金融商品について組込デリバティブを区分処理する必要はないという考え方が示される一方、評価差額が期末において認識されないことが問題であり、これは評価の問題として取り扱うことが適当であるとの考え方が示されていた。このため、最終的に、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があり、複合金融商品の評価差額が損益に反映されない場合に区分処理を要求する定めが設けられたものと考えられる。

13. また、企業会計審議会が1999年1月に公表した「金融商品に係る会計基準の概要」[11]では、その他の複合金融商品について、金利オプションを組み込んだ借入金のように金利の支払が相殺されるものは原則として一体処理する一方、借入元本に係る通貨オプションを組み入れた円建ローン（借入金）のように、組込デリバティブの価値の変動が元本の返済額を増減させるものについては、元本と組込デリバティブを区分し、それぞれ原価評価及び時価評価することとした旨が示されている。

　このことから、その他の複合金融商品について一体処理を原則としつつも、組込デリバティブの価値の変動が元本の返済額に影響を及ぼす場合には、一体処理では当該変動に伴う損失が適時に認識されない可能性があることを考慮し、区分処理を要求することとしたものと考えられる。

組込デリバティブの区分管理に関する定め

14. 組込デリバティブの区分管理に関する定めは、論点整理では示されていなかったものの、意見書EDにおいて、金融機関のように、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を経営上継続して区分管理しており、投資情報としても有用な

[9] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiyosi/1a006g1.htm
[10] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiyosi/1a006g7.htm
[11] https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921a.htm

場合には、組込デリバティブを区分することを認めることが提案されており、この取扱いが最終的な金融商品会計意見書等においても引き継がれた。

（日本公認会計士協会における検討の経緯）

15. その他の複合金融商品適用指針の定めは、日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）が 2000 年 1 月に公表した会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（以下「金融商品実務指針（中間報告）」という。）[12]における組込デリバティブの区分処理に関する定めを基礎としている。金融商品実務指針（中間報告）は、1999 年 1 月に企業会計審議会より公表された金融商品会計意見書等を実務に適用するための具体的な指針として開発され、1999 年 8 月の論点整理及び同年 11 月の公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて取りまとめられたものである[13]。

16. 以下では、金融商品実務指針（中間報告）における組込デリバティブの区分処理に関する定めの概要をお示しする。

17. 金融商品実務指針（中間報告）では、組込デリバティブの区分処理について次のとおり定めていた。

> **組込デリバティブの区分処理**
> 188. 複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理する。なお、組込デリバティブの対象である現物の金融資産又は金融負債は、金融商品会計基準に従って処理する。［設例 27］
> ① 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
> ② 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
> ③ 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと
>
> 189. 第 188 項の要件①又は③を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティ

[12] https://jicpa.or.jp/specialized_field/post_748.html

[13] 金融商品実務指針（中間報告）の定めは、2000 年 1 月に公表された会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）に基本的に引き継がれた。また、金融商品実務指針は、2024 年 7 月に ASBJ へ移管され、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」として存続している。

ブを区分しているときは、区分処理することができる。

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこと

190. 第 188 項①の組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶとは、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少、又は金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の２倍以上になる可能性があることをいう。金利が契約当初の市場金利の２倍以上になるとは、例えば、固定金利の場合、その当初金利の５％に対して実際の支払金利が 10%以上となり、変動金利の場合、その当初計算式「LIBOR＋0.5」に対して実際の支払金利が当初計算式に２を乗じたもの「（LIBOR＋0.5）×2」を適用して計算される金額以上となる場合をいう。

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例

191. 次のような場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある。

(1) 預金、債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約の中に、以下のデリバティブ（その経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的 性格及びリスクと緊密な関係にないもの）が組み込まれたもの

① 元本又は金利が株式相場又は株価指数に連動するデリバティブ

② 元本又は金利が現物商品相場又は現物商品指数に連動するデリバティブ

③ 元本又は金利が外国為替相場に連動するデリバティブ（ただし、逆デュアルカレンシー債等元本償還額が円建で確定し、金利のみが為替相場に連動しかつマイナス とならないものは除く。）

④ クレジット・デリバティブ又はウェザー・デリバティブ

ただし、金融資産の受取利息の範囲で上記各デリバティブに係る買建オプションを購入する場合又は受取利息がマイナスとならないフロアーが付いている場合の複合金融商品については、元本を毀損する可能性はない。

(2) 他社株転換社債

(3) 預金、債券、貸付金、借入金及びこれに類する契約の中に、金利に係るデリバティブ（金利に係るデリバティブの経済的性格及びリスクは、それが組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるため、通常そのリスクは現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はない。）で、フロアーが付いていないため受取利息がマイナスとなる可能

性があるもの、当該金利が市場金利と著しく乖離するもの、又は、契約額若しくは想定元本が組込対象である預金等の元本を超える売建オプションであるもの等が組み込まれ、当該リスクが現物の金融資産又は金融負債の元本に及ぶ可能性があるもの

(4) 重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金、借入金及びこれに類する契約

損益を調整する複合金融商品

192. デリバティブで得た収益を毎期の利払に含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に１回しか利払がないスキーム等損益を調整する複合金融商品については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がない場合であっても、区分処理する。

18. また、金融商品実務指針（中間報告）の結論の背景において、次のとおり組込デリバティブの区分処理に関する考え方が示されていた。

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこと

354. 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこととは、利付金融資産又は金融負債の場合、デリバティブを組み込むことによって、金融資産の場合には実際のキャッシュ・フローが組込デリバティブを除いた現物の金融資産のそれよりも減少するとき、また、金融負債の場合には実際のキャッシュ・フローが増加するときに、決済期日に当初元本が減少又は増加していなくとも当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶという考え方がある。これに対して、本報告では、決済期日に金融資産の当初元本が減少又は金融負債の当初元本が増加（当該金利が２倍以上になる場合を含む。）する場合にはじめて、当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶものと解することとした。

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例

355. 利付金融資産又は金融負債である預金、債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約の金利又は元本に、金利に係るデリバティブ以外のデリバティブが組み込まれた場合、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとは緊密な関係にないため、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある。ただし、金利以外のデリバティブであっても元本が確保されるような性格のデリバティブ取引を組み込む場合には、リスクが及ぶ可能性はない。

したがって、本報告では、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の

> 経済的性格及びリスクの緊密な関係の有無をもって組込デリバティブの区分処理を行う判断基準とはしなかった。むしろ、第 354 項に説明したとおり複合金融商品の契約内容が契約上の元本回収又は返済に影響を与えるか否かをもって区分処理の判断基準とした。なお、当該判断基準は、契約内容に照らして、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性 の有無を意味し、可能性の程度を評価するものではないことに留意する必要がある。
>
> 356. 他社株転換社債は、第三者（上場株式又は店頭公開株）の発行する株式に転換する権利を付した社債であり、その典型例は、転換期日又は転換期間に株価が転換価格を上回った場合、社債発行者は社債の額面金額を社債権者に現金で支払い、株価が転換価格を下回った場合、当該第三者の株式を給付する契約内容となっている。したがって、当該社債の発行者が他社株への転換権をもつから、社債権者にとって当該他社株転換権のリスクが社債元本に及ぶ可能性がある。なお、契約により、社債権者にのみ他社株への転換権がある場合、社債発行者にとって当該リスクが社債元本に及ぶ可能性がある。さらに、社債発行者にも社債権者にも他社株への転換権がある場合には、両者にとって当該リスクが社債元本に及ぶ可能性がある。

19. 一般論として、組込デリバティブの区分処理の判断基準（すなわち、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるかどうかの判断基準）について、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクが緊密な関係にあるかどうかに基づくという考え方があると考えられる。しかしながら、金融商品実務指針（中間報告）ではこの考え方が採用されておらず、組込デリバティブのリスクが、現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性があるかどうかに着目することとされていたと考えられる。

20. この点、JICPA の解説書[14]では、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶことについて、現物の金融資産又は金融負債のキャッシュ・フローの増減への影響により組込デリバティブを区分するかどうかを判断するとした場合には、金利に係るデリバティブのほとんどが区分処理の対象となり、実務上の負担が過大になるとの考え方が示されている[15]。

21. また、本資料第 18 項に記載のとおり、金融商品実務指針（中間報告）では、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性があるかどうかは契約内容に照らして

[14] 本資料では、「改訂増補版 金融商品会計・外貨建取引の実務（日本公認会計士協会編、平成 13 年 5 月 20 日改訂増補版第一刷発行）」を「JICPA の解説書」と記載する。
[15] JICPA の解説書 222 頁

判断することとされていた。この判断基準は、契約内容に照らして、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性の有無を意味し、可能性の程度を評価するものではないことに留意する必要があるとされていた（金融商品実務指針（中間報告）第355項）。このため、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが現物の金融資産又は金融負債と緊密な関係にある場合であっても、契約上、当初元本にリスクが及ぶ可能性があれば、原則として区分処理の対象となり得ることとされていた。

換言すると、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが現物の金融資産又は金融負債と緊密な関係にあるか否かに関わらず、契約上、当初元本にリスクが及ぶ可能性があれば、原則として区分処理の対象とされていたと考えられる。

（当委員会における検討の経緯）

22. 金融商品実務指針（中間報告）の公表後、物価連動国債[16]といった金融商品実務指針の公表時には想定されていなかった金融商品について、従来の取扱いでは必ずしも適切な会計処理とならないのではないかとの指摘があったことを踏まえ、当委員会において、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある場合の解釈についての見直しを行い、2006 年 3 月にその他の複合金融商品適用指針を公表した。（その他の複合金融商品適用指針第 24 項から第 27 項）

23. その他の複合金融商品適用指針では、金融商品実務指針が一定の役割を果たしてきたことを踏まえ、当初元本の回収又は返済への影響に着目するという基本的な考え方を引き継ぐ一方、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクが緊密な関係にある場合には、過去の実績や合理的な見通しなどを踏まえ、当初元本にリスクが及ぶ可能性の程度を考慮して区分処理の要否を判断することとされた。（その他の複合金融商品適用指針第 24 項から第 27 項）

24. また、その他の複合金融商品適用指針を開発するにあたり、2006 年 4 月改正前の金融商品実務指針のように、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にあり、通常、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないとしながら、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の有無を契約内容に照らして判断することは、必要以上に区分処理を行うこととなるのではないかという指摘があった。（その他の複合金融商品適用指針第 24 項）

[16] 2013 年（平成 25 年）度以降に発行される物価連動国債については、償還時の連動係数が 1 を下回る場合であっても額面金額にて償還される元本保証（フロアー）が設定されているものの、それ以前はこのような元本保証は設定されていなかった。
https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/bond/10year_inflation-indexed/syouhinsekkei.htm

25. これを踏まえ、その他の複合金融商品適用指針では、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが現物の金融資産又は金融負債と緊密な関係にある場合には、過去の実績や合理的な見通しなどから、当初元本にリスクが及ぶ可能性が低いといえるときは、区分処理を必要としないこととされた。他方、両者の経済的性格及びリスクが緊密な関係にない場合には、従来と同様に、契約上、当初元本にリスクが及ぶ可能性の有無により判断し、可能性の程度は評価しないこととされた。

IV. 金融商品会計基準等における組込デリバティブの区分処理に関する定めとの関係の整理

26. 上述の経緯を踏まえて、金融商品会計基準における組込デリバティブの区分処理に関する定めがどのような経緯により定められたかについて整理を行う。

27. 金融商品会計基準において、その他の複合金融商品については原則として一体処理する一方、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があり、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されない場合には、区分処理を求めることとしている。さらに、その他の複合金融商品適用指針では、この金融商品会計基準の定めを適用する際の具体的な要件を次のとおり設けている。

① 次のすべての要件を満たす複合金融商品(その他の複合金融商品適用指針第3項) ア. 組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があること イ. 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴[17]を満たすこと ウ. 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと	区分処理

[17] 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」第6項）。
(1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
(2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
(3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

② 損益を調整する複合金融商品（例：デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して受領するスキーム又は複数年に 1 回しか利払いがないスキーム）（その他の複合金融商品適用指針第 7 項）	区分処理
③ 組込デリバティブを管理上区分している複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第 4 項）	区分処理できる
④ 上述以外のその他の複合金融商品（金融商品会計基準第 40 項）	一体処理

28. 前項の①ア.については、その他の複合金融商品適用指針においてさらに具体的な指針が示されているため、次項以降において検討を行う。それ以外の要件と過去の検討の経緯との関係については、次のとおりと考えられる。

(1) 本資料第 27 項①イ.については、特段の検討の経緯を見受けられないものの、組込デリバティブを対象としていることから、この要件を設けていると考えられる。

(2) 本資料第 27 項①ウ.については、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されない場合には区分処理を求めるという本資料第 11 項から第 13 項に記載した企業会計審議会における検討を踏まえて設けていると考えられる。

(3) 本資料第 27 項②については、当該複合金融商品を一体として処理した場合に各期の損益が適切に認識されないことがあることから、金融商品実務指針（中間報告）において設けられたものである[18]。特段の検討の経緯を見受けられないものの、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されない場合には区分処理を求めるという本資料第 11 項から第 13 項に記載した企業会計審議会における検討に関連して、この要件を設けていると考えられる。

(4) 本資料第 27 項③については、本資料第 8 項及び第 14 項に記載した金融機関のように複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を経営上継続して区分管理している場合に組込デリバティブを区分することを認めるとする企業会計審議会における検討を踏まえて、この要件を設けていると考えられる。

[18] JICPA の解説書 224 頁から 225 頁、及びその他の複合金融商品適用指針第 29 項

(5) 本資料第 27 項④については、その他の複合金融商品について一体処理を原則とする本資料第 9 項及び第 10 項に記載した企業会計審議会における検討を踏まえて、この要件を設けていると考えられる。

29. 本資料第 27 項①ア.の組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるか否かの判定については、その他の複合金融商品適用指針において次のとおり指針を設けている。

<table>
<tr><td rowspan="2">主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ[19]が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)）</td><td>利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品</td><td>A-1</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。</td></tr>
<tr><td>利息のみが連動しマイナスとならない複合金融商品以外の複合金融商品</td><td>A-2</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。</td></tr>
<tr><td colspan="2">他社株転換社債（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(2)）</td><td>B</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ[19]が組み込まれた複合金融商品（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いといえる複合金融商品</td><td>C-1</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性はない。</td></tr>
<tr><td>組込デリバティブのリスクが主契約の当初元本に及ぶ可能性が低いとはいえない複合金融商品</td><td>C-2</td><td>組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。</td></tr>
</table>

[19] その他の複合金融商品適用指針では、「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ」と「主契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ」が例示されている。詳細は、別紙参照のこと。

重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金及びこれらに類する契約（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(4)）	D	組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性がある。

30. 前項の各項目と過去の検討の経緯との関係については、次のとおりと考えられる。

(1) A-2 については、本資料第 19 項に記載のとおり、金融商品実務指針（中間報告）では、「組込デリバティブのリスクが、現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性があるかどうか」に着目しており、契約の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブについては、一般的にデリバティブから生じるキャッシュ・フローは金融資産又は金融負債の元本及び返済と関連しないと考えられるため、組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるものとしていると考えられる。

ただし、A-1 については、受取利息のみがデリバティブ要素によって変動する又は受取利息がマイナスとはならないフロアーが付いた複合金融商品である金融資産については、フロアーがあることによって現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性がないため、この指針を設けていると考えられる。

(2) B については、本資料第 19 項に記載のとおり、金融商品実務指針（中間報告）では、「組込デリバティブのリスクが、現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性があるかどうか」に着目しており、第三者の発行する株式に転換する権利（他社株転換権）については、交付された他社株の時価によっては償還額が元本を下回る可能性がある[20]ことから、組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるものとしていると考えられる。

(3) C-1 及び C-2 については、本資料第 24 項及び第 25 項に記載のとおり、2006 年 4 月改正前の金融商品実務指針のように、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にあり、通常、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないとしながら、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性の有無を契約内容に照らして判断することは、必要以上に区分処理を行うこととなるのではないかという指摘を踏まえ、過去の実績や合理的な見通しな

[20] 社債権者が他社株転換権を有する場合には、交付された他社株の時価によっては返済額が元本を上回る可能性がある（その他の複合金融商品適用指針第 21 項）。

どから、当初元本にリスクが及ぶ可能性が低いといえるときは区分処理を必要としないとして、この指針を定めていると考えられる。

(4) D については、「組込デリバティブのリスクが、現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性があるかどうか」に着目した場合には、重要な損失をもたらす行使価格が付いていることから、現物の金融資産又は金融負債の元本及び返済に影響を及ぼす可能性があるものとして、組込デリバティブのリスクが主契約に及ぶ可能性があるものとして、この指針を設けていると考えられる。

ディスカッション・ポイント
本資料第 4 項から第 30 項の内容について、ご意見があれば伺いたい。

以　上

別紙： その他の複合金融商品適用指針における組込デリバティブの区分処理に関する定め

（組込デリバティブの区分処理の判定）

1. その他の複合金融商品とは、新株予約権以外のデリバティブ要素が組み込まれた金融商品である。金融商品会計基準等では、次の複合金融商品について、組込デリバティブと組込対象である債権及び債券等（以下「主契約」という。）を区分して会計処理することとされている（その他の複合金融商品適用指針第 3 項及び第 7 項）。

 (1) 次のすべての要件を満たす複合金融商品

 ① 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること

 ② 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴[21]を満たすこと

 ③ 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

 (2) デリバティブで得た収益を毎期の利払いに含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に 1 回しか利払いがないスキーム等の損益を調整する複合金融商品

2. また、管理上、組込デリバティブ（前項(1)②の要件を満たすものに限る。）を区分している場合には、当該組込デリバティブを区分処理することができるとされている（その他の複合金融商品適用指針第 4 項）。

（別紙の第 1 項(1)①の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に

[21] 金融商品会計基準等において、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている（移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項）。
(4) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
(5) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
(6) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

及ぶ可能性があること」の判定）

3. 別紙の第 1 項(1)①の要件について、その他の複合金融商品適用指針では、「他社株転換社債」及び「重要な損失をもたらす行使価格の付いた期限前償還権付債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約」は、当該要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(2)及び(4)）。

4. また、その他の複合金融商品適用指針には、別紙の第 1 項(1)の要件に関する詳細なガイダンスが設けられており、組込デリバティブの性質に応じて、次の 2 つに区分して判定することとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)及び(3)）。

 (1) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にないデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にないデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品

 (2) 経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係にあるデリバティブ（以下「主契約と密接な関係にあるデリバティブ」という。）が組み込まれた複合金融商品

主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品

5. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にないデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)）。

 (1) 株式相場又は株価指数に係るデリバティブ

 (2) 現物商品相場又は現物商品指数に係るデリバティブ

 (3) 外国為替相場に係るデリバティブ

 (4) 気象条件に関する指標に係るデリバティブ

 (5) 第三者の信用リスクに係るデリバティブ（実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合を除く。）

6. 主契約と密接な関係にないデリバティブが組み込まれた複合金融商品については、基本的に別紙の第 1 項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)）。

 ただし、受取利息のみがデリバティブ要素によって変動する又は受取利息がマ

イナスとはならないフロアーが付いた複合金融商品である金融資産（以下「利息のみが連動する債権及び債券等」という。）については、契約上、当初元本を毀損しないため、別紙の第 1 項(1)の要件は満たさないとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(1)ただし書き）。

主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品

7. その他の複合金融商品適用指針では、主契約と密接な関係にあるデリバティブに該当するものとして、次のデリバティブが例示されている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）。

(1) 契約と同一通貨である金利に係るデリバティブ

(2) 契約と同一通貨である物価指数に係るデリバティブ

(3) 契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ

8. また、次のデリバティブについては、前項(3)の「契約と同一通貨である債務者自身の信用リスクに係るデリバティブ」に準じて取り扱うこととされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)及び第 26 項）。

(1) 実質的に参照先である第三者の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる複合金融商品に組み込まれた第三者の信用リスクに係るデリバティブ

9. 主契約と密接な関係にあるデリバティブが組み込まれた複合金融商品について、金融商品会計基準等では、契約上、フロアーが付いていないため受取利息がマイナスとなる可能性があるもの又はオプションを売却している等により当初元本を毀損する可能性があるもの(以下「元本を毀損する可能性がある債権及び債券等」という。）は、別紙の第 1 項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)）。

ただし、過去の実績や合理的な見通しなどから、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、別紙の第 1 項(1)の要件は満たさないとされている(その他の複合金融商品適用指針第 6 項(3)ただし書き及び第 25 項)。

10. また、別紙の第 6 項に示した利息のみが連動する債権及び債券等（金融資産）については、契約上、当初元本を毀損しないため、別紙の第 1 項(1)の要件は満たさ

ないと考えられる（その他の複合金融商品適用指針第５項）[22]。

以　上

[22] なお、複合金融商品が金融負債である場合には、組込デリバティブにより現物の金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の２倍以上となる可能性がある場合に、別紙の第１項(1)の要件を満たすとされている（その他の複合金融商品適用指針第５項）。